浜田市レクリエーション機器の利用手引き

1　目的

市民が健康づくり・介護予防に資する活動を行う際、浜田市が所有するレクリエーション機器を貸し出すことで、健康増進や地域交流の促進を図ることを目的とする。

2．貸出一覧

別紙「浜田市レクリエーション機器貸出一覧」参照

3．利用対象者

市内高齢者サロン、町内会、子ども会、ボランティア団体、健康づくり・介護予防を目的に活動する団体等（対象は浜田市民）

なお、営利目的、個人的な事業や活動、その他公益を害するおそれがある事業については、貸出を行うことはできない。

4．申請方法

①事前に電話等で機器の空き状況を確認する。

②別紙「借用書」に必要事項を記載し、健康医療保険課に提出する。

③健康医療保険課において決裁を行う。

5．利用期間

概ね2週間とする。ただし、必要に応じて延長が申請できる。

6．料金

レクリエーション機器の貸出は無料とする。

7．受け渡し・返却

受け渡し・返却場所は健康医療保険課とする。受け渡し・返却の時間は平日8：30～17：15とする。

返却時には職員が機器の状態を確認する。

8．損傷・紛失

レクリエーション機器の部品等が破損や紛失した場合は、速やかに報告すること。なお、故意等により破損や紛失した際は、利用者が代替費用や修繕費を負担する。

9.その他、機器の貸出に関しては、健康医療保険課と協議のうえ行う。

10．連絡先

浜田市健康医療保険課健康づくり係

住所　浜田市殿町1番地　　℡　0855-25-9311

令和8年4月